青森県報

第四千四百九十二号
平成三十年八月二十二日（水曜日）

目次

告示

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……（水産振興課）…一

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……（三八地域県民局）…一

監査委員

○監査結果に対する措置の公表……（事務局）…二

告示

青森県告示第五百九十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十年八月二十二日

青森県知事　三　村　申　吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四の二 横磯漁業生産組合 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三四二の五 有限会社　山三黒瀧商店 下北郡東通村大字小田野沢字南通九二 川口　陽二 下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七 二本柳　勝	深浦区域 深浦漁業協同組合の地区	小型定置漁業、たい・ぶり定置漁業、外ヒラメ以上の水面に置し網漁具を水深二十七メートル以上の水中に定置ぶりをとると主として漁業及び総トン数十トン以上百トン未満の漁船によりトンの網より行う底びき網漁業
白糠区域及び小田野沢区域白糠漁業協同組合の地区及び小田野沢漁業協同組合の地区 うち乙の地区 小田野沢漁業協同組合の地区		小型定置漁業であって、乙の地区の者が行う漁業

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬淵川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年八月二十二日

三八地域県民局長　津　島　正　春

役員の区別	氏名	住所	就任及び退任の年月日
理事	栗山　博道	八戸市大字尻内町字直田七の一	平成三〇・四・一就任

〃	三浦　幸治	〃	大字櫛引字一日市六五の三
〃	清水端　政男	〃	大字田面木字下田面木二〇の一
〃	三浦　政志	〃	大字尻内町字矢沢四一
〃	上野　正幸	〃	〃　字正法寺七四
〃	中村　嘉勝	〃	大字豊崎町字下永福寺三七の一
〃	田村　勝男	〃	大字尻内町字直田四〇
〃	松橋　昭蔵	〃	〃　字沢合六四の一
〃	佐々木　勝弘	〃	〃　字直田堰三四
〃	小笠原　武治	〃	〃　字尻内五六
〃	柳町　秀光	〃	大字櫛引字一日市四八の一
〃	寺沢　昌一	〃	〃　字上明戸八七の一
〃	高坂　光男	〃	〃　字櫛引一九の二
〃	田端　康光	〃	大字尻内町字田端一〇の三
〃	上野　光世	〃	〃　字正法寺六八
監事	田中　敏悦	〃	大字豊崎町字下永福寺六三
〃	小笠原好太郎	〃	大字尻内町字馬場四の二一
〃	馬渡　新作	〃	〃　字中萱三の一〇
理事	松倉　新一	〃	〃　字矢沢七二
〃	栗山　博道	〃	〃　字直田七の一
〃	清水端　政男	〃	大字田面木字下田面木二〇の一
〃	上村　邦雄	〃	大字尻内町字田端一九の二
〃	三浦　政志	〃	〃　字矢沢四一
〃	佐藤　幸雄	〃	大字櫛引字櫛引六八
〃	上野　良吉	〃	大字尻内町字正法寺九四
〃	清川　長一	〃	〃　字前明戸四
〃	上野　正幸	〃	〃　字正法寺七四
〃	三浦　幸治	〃	大字櫛引字一日市六五の三
〃	杉本　正	〃	〃　字烏沢五一
〃	中村　嘉勝	〃	大字豊崎町字下永福寺三七の一
〃	田村　勝男	〃	大字尻内町字直田四〇
〃	松橋　昭蔵	〃	〃　字沢合六四の一
〃	佐々木　勝弘	〃	〃　字直田堰三四
〃	小笠原　武治	〃	〃　字尻内五六
〃	田中　敏悦	〃	大字豊崎町字下永福寺六三
〃	柳町　秀光	〃	大字櫛引字一日市四八の一
監事	小笠原　武治	〃	〃　字尻内五六
〃	田中　敏悦	〃	大字豊崎町字下永福寺六三
〃	柳町　秀光	〃	大字櫛引字一日市四八の一

監査委員

監査結果に対する措置の公表

平成30年６月６日付け青森県報号外第63号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成30年８月22日

青森県監査委員　須藤　光昭
同　川嶋　由紀子
同　藤川　友信
同　工藤　義春

監査箇所名	監査結果	措置の内容
東青地域県民局地域健康福祉部 中南地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部 西北地域県民局地域健康福祉部 上北地域県民局地域健康福祉部 下北地域県民局地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	各制度の利用・適用時において、利用者等に対し制度の内容及び権利義務について丁寧に説明することで、収入未済につながる可能性のある返還金等の債権発生の未然防止を図る。やむを得ず返還金が発生した場合は、速やかに対象者に返還理由等を説明し、返還が滞ることがないよう指導する。履行期限までに納付しない者については督促状を発行する。なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金債権については、債権回収の一部を業者委託した。 また、収入未済対策要綱・要領等に基づき、定期的に滞納者検討会議等を開催し、ケースごとの解消を図る

		に納入指導方針を検討のうえ、電話や文書、訪問等により収入未済の解消に努める。
東青地域県民局地域健康福祉部	報償費及び旅費において、支払漏れとなっているものがある。	支払漏れとなっていた本来の債権者に対する報償費及び旅費については、平成30年３月29日に支払を行った。 誤支給の原因は、口座振替申出書を受け取らず、口頭のみの確認であったことから、今後は申出書を確実に収受し、支払時には証拠書類の添付と内容確認を決裁権者まで怠りなく行うこととした。 なお、再確認のため、他に委嘱している者からも口座振替申出書を徴取した。
上北地域県民局地域健康福祉部	報酬及び扶助費において、支払手続が遅延しているものがある。	支払状況確認表や事業の年間計画表を作成することにより、支払い事務や事業内容の情報共有化を図り、スケジュール管理を徹底するとともに、管理監督者を含め複数人でのチェック体制の強化に努める。
西北地域県民局地域農林水産部	使用料及び賃借料において、競争入札で執行すべき契約を随意契約で執行しているものがある。	職員が研修等により法令等への理解を深めるとともに、契約手続について職員相互による内部チェックを確実に行い、再発防止に努める。
上北地域県民局地域農林水産部	収入未済の解消に努めること。	補助金に係る返還金について、定期的な面談の実施等により相手方の経営状況を把握しながら、引き続き、粘り強く納付を求めていく。
東青地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅入居者の滞納整理に関しては、毎月全ての滞納者に未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行うことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 さらに、和解をした滞納者で、納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社と弁護士に滞納家賃の収納事務を委託し、更なる債権回収に努めている。 また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めるとともに、回収困難滞納家賃については、不納欠損処理等適切な債権管理を図ることとしている。 このほか、７月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として６月と11月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。 また、その他の土木使用料（河川占用料及び海岸占用料）についても、定期的な訪問、電話等により納付指導しているところである。
	使用料及び手数料において、納入通知書の送付を遅延しているものがある。	納入通知書の送付遅延については、事務処理に遺漏がないよう処理状況の把握・確認に努め、再発防止を図るものである。
	委託料において、設計・積算が適正で	委託料の設計・積算については建設機械貸与の状況を把握し

	ないものがある。	たうえで除雪機械の修繕費用を計上するよう、複数名によるチェック体制を確保し、再発防止に努めることとした。
	財産の管理において、適正でないものがある。	不法占用者に対し、訪問等により原状回復し不法占用状態を解消するよう指導しているところである。
中南地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅入居者の滞納整理に関しては、毎月全ての滞納者に未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行うことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 さらに、和解をした滞納者で、納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社と弁護士に滞納家賃の収納事務を委託し、更なる債権回収に努めている。 また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めるとともに、回収困難滞納家賃については、不納欠損処理等適切な債権管理を図ることとしている。

		このほか、７月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として６月と11月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。
	委託料において、設計単価の決定手続を誤っているもの及び設計金額が誤っているものがある。	監査以降、主管課である都市計画課と対応について継続して協議を行ってきたが、平成30年６月19日付け事務連絡により下水道汚泥処分業務委託における処分単価の決定方法について、県で統一する旨の通知があったことから、それに基づき適切に設計単価等の決定手続を行っていく。
	工事請負費において、契約手続が適正でないものがある。	契約の変更手続を必要とする場合には、「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」を遵守し、適正な時期に変更契約を行うよう関係職員に周知徹底を図った。
三八地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅入居者の滞納整理に関しては、毎月全ての滞納者に未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行うことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 さらに、和解をした滞納者

			付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社と弁護士に滞納家賃の収納事務を委託し、更なる債権回収に努めている。 また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めるとともに、回収困難滞納家賃については、不納欠損処理等適切な債権管理を図ることとしている。 このほか、７月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として６月と11月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。
		委託料において、設計金額が誤っているものがある。	積算業務の内部審査体制を強化し、事務処理に誤りのないよう努めることとした。
上北地域県民局地域整備部		道路占用料において、調定手続が遅延しているものがある。	申請から納入までの項目を一覧にした表を作成し、課内職員で相互に月に２回確認を行うことで、調定手続の遅延を防止することとした。
		収入未済の解消に努めること。	県営住宅入居者の滞納整理に関しては、毎月全ての滞納者に未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行う
			で、納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社と弁護士に滞納家賃の収納事務を委託し、更なる債権回収に努めている。 また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めるとともに、回収困難滞納家賃については、不納欠損処理等適切な債権管理を図ることとしている。 このほか、７月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として６月と11月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。
西北地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅入居者の滞納整理に関しては、毎月全ての滞納者に未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行うことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 さらに、和解をした滞納者で、納付指導では滞納家賃の納

		ことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 さらに、和解をした滞納者で、納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社と弁護士に滞納家賃の収納事務を委託し、更なる債権回収に努めている。 また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めるとともに、回収困難滞納家賃については、不納欠損処理等適切な債権管理を図ることとしている。 このほか、７月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として６月と11月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。 また、その他の土木使用料等についても定期的に自宅訪問し、納付指導していくこととする。
	需用費において、契約手続が適正でないものがある。	財務事務の適正執行について周知を図るとともに、複数職員による契約手続のチェック体制を強化し、事務処理に誤りのないよう努めることとした。
下北地域県民局地域整備部	委託料において、設計金額が誤っているものがある。	積算に当たり適正な事務処理が行われるよう、積算担当者、審査担当者への意識啓発を行い、積算内容については二重チェックによる確認を徹底することとした。
	工事請負費において、設計金額が誤っているものがある。	職員が積算研修に参加することにより、積算基準書の理解を深めるとともに、積算担当者以外の職員によるチェックを強化する。
青森県立美術館	委託料において、競争入札で執行すべき契約を随意契約で執行しているものがある。	契約業務の内部審査体制を強化し、事務処理に誤りのないよう努めることとした。
青森県立八戸工業高等学校	自己検査が適正に行われていないものがある。	自己検査時に確認すべき書類を見落としており、検査が不十分であった。 今後は、自己検査を財務規則や自己検査の手引に基づき、十分確認・理解した上で自己検査を行うこととする。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円四十四銭